

03 一般介護予防事業「おいしく噛みんぐ教室」のお知らせ

～楽しい食事と魅力的な笑顔はお口から～

問 地域包括支援センター（仁賀保庁舎） ☎ 32－3045

地域包括支援センターでは、65歳以上の方を対象に、「おいしく噛みんぐ教室」を開催しています。皆さん、こんなことはありませんか？

むせる！

口が渇く！

飲み込みにくい！

これらのことを年齢を言い訳にしていませんか？放っておいたら「歳のせい」でも、きちんとケアをすれば改善し、あなたのお口の若さにつながります。少しでもこのようなことが気になっているあなた、おいしく食べて元気に過ごすためのコツを楽しく学びましょう。

時 期 7月下旬～10月下旬にかけて（全6回コース）※申し込み者に詳しい日程をお送りします。

会 場 総合福祉交流センタースマイル※送り迎えもできます。

定 員 10人程度としていますので、お早めにお申し込みください。

参加費 無料

申込期限 6月29日(金)



04 〈仁賀保地域〉乳がん・子宮頸がん・婦人科超音波検診

問 仁賀保保健センター（スマイル） ☎ 32－3000

【乳がん検診】

◆内容	問診、マンモグラフィ検査	◆料金	40歳代（2方向）…2,200円（40・42・44歳 700円）
◆受付時間	12:20～13:20		50～68歳（1方向）…1,200円
◆対象	今年度、40歳以上の偶数歳の女性		70歳以上…無料

【子宮頸がん検診】

◆内容	問診、細胞診、超音波検査	◆料金	20～40歳…2,600円（30～34歳 1,300円）
◆受付時間	12:20～13:20		42～68歳…1,800円
◆対象	今年度、20～40歳の女性（HPV検査も同時実施）		70歳…無料
	今年度、40歳以上の偶数歳の女性		

期 日	地 区	会 場
7月6日(金)	芹田、三森、鈴	総合福祉交流センタースマイル
9日(月)	室沢、琴浦1～10、両前寺	
11日(水)	平沢、琴浦11～28、はまなす、にかほハイツ	
13日(金)	院内全地区	
18日(水)	小出・釜ヶ台全地区	

06 ガス設備保安点検のお知らせ

問 ガス水道局 ☎ 37－3131

ガス水道局では、都市ガスをより安全に安心してお使いいただくため、ガス事業法に基づき、都市ガスをご利用のお客さまのガス設備・ガス器具の保安点検を実施しています。ガス水道局より委託された点検員がお伺いしますので、点検作業にご理解とご協力をお願いします。

なお、点検作業は20分程度です。

7～8月点検予定地区（象潟地区）
象潟町字…浜山、冠石下、四丁目塩越、浜畑、荒屋妻、入湖ノ澗、後田、荒屋下、五丁目塩越

※点検訪問の際、お客さまから費用をいただくことはありません。

※作業の進捗状況により、点検時期が予定より前後する場合がありますのでご了承ください。

3 NIKAHO 30.6.15

05 高齢者声かけ見守り巡回日程

問 にかほ市社会福祉協議会 ☎ 32－3010

子育て長寿支援課（仁賀保庁舎） ☎ 32－3042

下記の日程で訪問します。75歳以上の高齢者のみの世帯が対象です。65歳以上の高齢者がいる世帯も、希望により訪問します。

期 日	巡回地域
6月25日(月)	釜ヶ台、下坂、上坂、冬師、桂坂、東畑、畑、伊勢居地、中野、寺田
26日(火)	堺、樋ノ口、百目木、立居地、三日市、小国、馬場、上小国、院内
27日(水)	石田、田抓、杉山、市営住宅ひまわり、横根、市営住宅さくら、芹田、三森
28日(木)	鈴、両前寺、市営住宅はまなす
7月2日(月)	琴浦
3日(火)、4日(水)	平沢
5日(木)	室沢

01 児童手当のお知らせ

問 子育て長寿支援課（仁賀保庁舎） ☎ 32－3040

児童手当を受給中の方へ

■児童手当現況届の提出について

手当受給者の皆さまの所得やお子さまの養育状況を確認するため、毎年6月に提出いただいている「現況届」について、まだ提出されていない方は下記の提出期間内で提出をお願いします。現況届を提出されないと、6月分以降の児童手当を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。なお、現況届出用紙は5月下旬に発送していますのでご確認ください。

提出期間 6月1日(金)～29日(金) 8:30～17:15

※土・日を除く

提 出 先 子育て長寿支援課（仁賀保庁舎）、金浦市民SC、税務課市民サービス班（象潟庁舎）
※公務員の方は勤務先で手続きとなります。

手続きに必要な物

送付した現況届用紙に説明文を同封していますのでご確認ください。

児童手当について

■児童手当の目的

父母やその他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

■受給資格者

日本国内に住所を有し、支給対象となる児童を養育している方（生計の中心となる方）。

※離婚協議中で両親が別居している場合（住民票も別）は、児童と同居の方へ優先的に支給されます。未成年後見人や父母指定者、施設の設置者なども受給資格者となります。

■支給対象となる児童

国内に住所を有する中学校修了前までの児童（満15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）

■支給額

○児童手当（次の所得制限限度額未満の方）

①0～3歳未満…月額15,000円

②3歳以上～小学校修了前
…第1・2子 月額10,000円、
第3子以降 月額15,000円

③中学生…月額10,000円

※受給資格者の所得が所得制限限度額以上である場合は、「特例給付」として支給されます。

02 フレッシュパパママ講座

問 金浦保健センター ☎ 38－4200

期 日 7月7日(土)

受付 午前9時10分～25分

会 場 金浦保健センター

対 象 第1子を出産予定の夫婦（出産予定が8月～11月末まで）

○特例給付（次の所得制限限度額以上の方）

支給対象児童一人当たり 月額5,000円

※第3子の数え方…満18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額（給与所得者の目安）
0人	6,220,000円	8,333,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円
4人	7,740,000円	10,021,000円
5人	8,120,000円	10,421,000円

■子どもが生まれたら・転入したら

出生のときは出生日の翌日から15日以内、転入のときは転出予定日の翌日から15日以内に申請をすれば、翌月分から受給できます。

申請に必要なもの

- ・児童手当認定請求書
- ・印鑑
- ・受給資格者の健康保険証の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）
- ・受給資格者名義の振込口座番号

※受給資格者が単身赴任等で児童と別居している場合

- ・別居している児童に関する別居監護申立書
- ・児童が属する世帯全員の住民票謄本

※児童が受給資格者自身の子でない場合

- ・養育についての申立書

※離婚協議中で父母が別居している場合に、児童と同居している方が申請する場合

- ・児童手当の受給資格にかかる申立書
- ・協議離婚申し入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼び出し状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書など

提 出 先 子育て長寿支援課（仁賀保庁舎）、金浦市民SC、税務課市民サービス班（象潟庁舎）
※公務員の方は勤務先で手続きとなります。

■平成30年度児童手当支払日

- ・6月7日(木)（2～5月分）
- ・10月5日(金)（6～9月分）
- ・2月7日(木)（10～1月分）



内 容 ・にかほ市の子育て支援の紹介

- ・ミルクの作り方
- ・お風呂の入れ方 など

申込先 金浦保健センター

申込期限 6月29日(金)



NIKAHO 30.6.15 2